

第 850 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 6 年 10 月 21 日開催

紫波町農業委員会

第 850 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 850 回紫波町農業委員会総会は、令和 6 年 10 月 21 日、紫波町役場に招集された。

1 開催日時 令和 6 年 10 月 21 日(月) 午後 2 時 00 分から 午後 2 時 15 分

2 開催場所 紫波町役場 302 会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 5 条に係る許可処分の取消しについて

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

日程第 4 議案第 1 号 農用法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について

日程第 5 議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第 6 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について

4 出席委員 (10 名)

1 番 蒲生庄平 君 3 番 大沼仁志 君 4 番 鈴木芳勝 君

5 番 山田 譲 君 6 番 佐藤武士 君 8 番 高橋伸夫 君

9 番 横沢一則 君 10 番 佐藤廣志 君 11 番 工藤姫子 君

12 番 岡市充司 君

5 欠席委員 (2 名)

2 番 若菜 千穂 君 7 番 菅川 正 君

6 遅刻委員 な し

7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長 高田 浩一 君

事務局次長 藤根あけみ 君

主任 横沢三重子 君

○事務局長 (高田浩一君)

ただ今から、第 850 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長 (岡市充司君)

皆さん、ご苦労様です。岩手山は初冠雪となりましたが、例年より遅れている、早くはないということです。我が家はとくにストーブをつけている状態です。今年も全国各地で大雨による被害が発生しておりました。幸いにも当地区には大きな災害もなく、この点ではまずまずの天候で推移したのではないかと思います。稲刈りはほぼ終了したようです

が、今年も経験したことのない猛暑と倒伏により品質に大きなばらつきが出ているようです。正確な数値は後で示されると思いますが、私の周りでは、全量1等米というわけにはいかず、2等、3等あるいは規格外も発生しているようです。今日、テレビで暑さに強いコシヒカリというものが開発されたというニュースがありました。これまでこの北日本では、寒さに強い米の品種改良が行われていましたが、これから先はこちらのほうでも暑さに強い米を作付けしなければならないのかと思っています。

今年の天候は、稲作ばかりでなく農作物全般に大きな被害をもたらしています。特にブドウにおいては、長雨による影響で例年の2、3割という農家もあったようです。

また、鳥獣被害も各所で起こっておりまして、最近騒がないなと思ったら、皆さん慣れっこになってしまったのかなと、人的被害が無いのであればニュースにはならないですが、依然として鳥獣被害は発生しています。これも農業人口の減少に伴う、遊休農地の増加が鳥獣被害の増加に拍車をかけているのではないかと思います。鳥獣の保護につきましては、適正な個体数の維持など、さらなる対策が必要になってくると思います。

それでは本日の総会審議よろしく願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。

（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。欠席通告は、2番 若菜千穂委員、7番 菅川正委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをご覧ください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第 30 条の 2 の規定により、議長において 1 番 蒲生庄平委員、3 番 大沼仁志委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第 3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第 2 条第 1 項の規定により、専決処分した件数が 14 件ありますので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 5 条に係る許可処分の取消しについて

報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 2 ページをご覧ください。

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約の通知が 1 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

報告第 2 号、農地法第 5 条に係る許可処分の取消しについて、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

報告第 3 号、農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出が 12 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告いたします。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 7 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明します。お手元に配布した農地法関係調査資料 1 ページからを併せてご覧ください。

(議案書朗読)

この案件につきましては、10 月 16 日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしくをお願いします。

○議長(岡市充司君)

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議していますので、佐藤農地調整小委員長より審議の経過について報告願います。

10 番委員。

○10 番(佐藤廣志君)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号 1 番は、譲渡人が相続で取得した農地であり、非農家のため耕作ができないことから、今まで耕作を依頼していた譲受人に譲り渡すものです。譲受人は農機具一式を所有しており、農地は適正な管理がされるものと思われま

す。付議番号 2 番は、譲渡人が所有する空き家と周辺農地を近隣に住んでいる方が買い受けるものです。農地は空き家の周辺にあり、空き家と一体的に購入することで利便性が良くなることから、空き家をすでに購入している譲受人が取得しようとするものです。購入後は自家用野菜や大豆を作付けする計画で、隣接地を耕作している認定農業者から作業の協力を得られることから適正な管理がされるものと判断しました。

農地調整小委員会の審議では、原案のとおり許可すべきとの意見となりました。

以上が審議経過です。

○議長(岡市充司君)

佐藤小委員長より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(岡市充司君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長(岡市充司君)

日程第 5 議案第 2 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定に対する意見の決定についてご説明いたします。議案は8ページ、別添調査資料は5ページでございます。申請件数は1件です。

（議案書朗読）

本案件につきましては、10月16日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

9番委員。

○9番（横沢一則君）

議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてですが、10月16日に藤原康則推進委員、松田公夫推進委員、事務局と私の4人で現地調査をしてきましたので報告いたします。

付議番号1番は、宅地と一体化した狭いかぎ型であり、長年の使用状況から宅地として問題はないと見てまいりました。報告は以上です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、をご説明します。別添調査資料は6ページからとなります。申請件数は1件です。

（議案書朗読）

以上の案件につきまして10月16日に現地調査を実施しております。各案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対

する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

9 番委員。

○9 番（横沢一則君）

議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、現地調査をしてまいりました。調査日時、メンバーは議案第 2 号と同じになります。

付議番号 1 番は、住居前の畑を転用し新たに住宅を建築するものです。特に周辺農地への影響など問題は無いものと見てまいりました。以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 3 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根事務局次長。

○事務局次長（藤根あけみ君）

ご説明の前に、調査資料 18 ページの上の部分になりますが、譲り渡し人の名前の記載に間違いがございました。■■■■の■の字が正しくは■という字になります。

議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、ご説明します。別添調査資料は 9 ページからとなります。申請件数は 10 件です。内訳は贈与が 1 件、賃貸借契約による一時転用が 1 件、所有権移転が 8 件となります。

（議案書朗読）

以上 10 案件につきまして 10 月 16 日に現地調査を実施しております。各案件調査書に記載のとおり農地転用に必要な要件は満たしていると思われませんが、申請に対する本会意見の決定についてご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま、事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

9 番委員。

○9 番（横沢一則君）

議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について、現地調査をしてまいりましたのでご報告いたします。調査日時、メンバーは議案第 2 号 3 号と同じであります。

付議番号 1 番は、自宅前の畑を娘さんに贈与し住宅を建築するもので、問題はないと見てまいりました。

付議番号 2 番は、星山地区農地整備事業関連伴う事務所、資材置き場として一時転用であり問題はないと見てまいりました。

付議番号 3 から 8 番は、一般住宅 33 区画の造成になりますが、周囲に悪影響を及ぼすものではないものと見てまいりました。

付議番号 9 と 10 番は、住宅 11 区画の宅地造成ですが、エリア内には草木の茂る中に古い住宅があるなど、この事業により環境改善になるのではないかと見てまいりました。以上になります。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 4 号 農地法第 5 条による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり許可相当と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 4 号は、原案のとおり許可相当と決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第 850 回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後 2 時 15 分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員